

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社貴津	東京都豊島区西巣鴨 1-2-5

2 指名停止措置期間

令和 6 年 9 月 20 日～令和 6 年 10 月 19 日（1 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社貴津は、東京都内の公共工事において、建設業法第 24 条の 8 第 1 項の施工体制台帳及び施工体系図の作成において、虚偽の記載があった。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 6 年 7 月 31 日、東京都知事から監督処分（指示）を受けた。

5 指名停止措置理由

上記 4 は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第 2 第 13 号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 官庁営繕部が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内